

議案第12号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、「港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例」等の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 高齢者虐待防止の徹底

介護サービス事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けます。ただし、3年の経過措置期間を設けます。

(2) 介護サービスの質の向上を図る取組

介護サービス事業所が、科学的なデータを根拠にした質の高いサービスを提供するために、国のシステムへ介護情報の提供やシステムからの分析結果の活用などの取組を行うことを追加します。

3 対象条例及び追加箇所

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例 第6条及び第16条

港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 第3条

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第3条

4 施行期日

令和3年4月1日